

令和2年度 第1回下野市社会教育委員会議 議事録

- ・ 審議会等名 令和2年度 第1回下野市社会教育委員会議
- ・ 日 時 令和2年6月26日（金）午後1時30分～3時30分まで
- ・ 会 場 生涯学習情報センター 研修室
- ・ 出席者 五月女委員長、花澤副委員長、秋山委員、石崎委員、石田委員、青木委員
高山委員、海老原委員、水田委員、大塩委員、菅井委員、増渕委員
【欠席委員】石川委員
(事務局) 池澤教育長、篠崎生涯学習文化課長、浅香課長補佐、漆原主査、本橋主事
齋藤国分寺公民館長、伊澤石橋図書館館長補佐
- ・ 公開・非公開の別 (公開 一部公開 非公開)
- ・ 傍聴人 なし
- ・ 報道機関 なし
- ・ 議事録(概要) 作成年月日 令和2年7月6日

【協議事項等】

1 開会（篠崎課長）

2 委嘱状の交付

代表して秋山委員に委嘱状を交付

3 教育長あいさつ

3月1日から新型コロナウイルス感染症対策として、全国一斉に小中学校が3月の長きに渡り臨時休業となった。通常の学校生活がストップした。6月1日から栃木県の場合、感染症の状況がレベル1ということで一斉登校という形で学校が再開となった。しかし、このウィルスに対してはワクチンが開発された訳でもなく、いつ感染が拡大するか分からない状況が続いている。今年度、この社会教育委員会議では第二次下野市公民館振興計画、第二次下野市図書館基本計画の策定を行うので、本日、教育委員会からの諮問をさせていただく。主旨をご理解いただき、策定に関しまして委員の皆様にはお力添えをいただければ大変ありがたい。

4 委員及び職員自己紹介

5 正副委員長の選出について

(事務局) 下野市社会教育委員会議規則第二条に基づき互選となる。事務局案として、五月女委員に委員長を、花澤委員に副委員長をお願いしたいと考えているがいかがか。

(委員一同) 異議なし

(五月女委員長) コロナウイルスという1つの感染症が日本中で騒がれている時代の中で社会教育に求められるもの、これが大きな課題となってくるだろう。社会教育委員会は幅が広く、学校教育以外のすべてが社会教育の分野になるので、ぜひ委員の皆様と知恵を絞りだしていきたい。

(花澤副委員長) 本日の議題にもあります、第二次下野市公民館振興計画並びに第二次下野市図書館基本計画の策定に関して、我々社会教育委員で知恵を集め、公民館運営審議会や図書館協議会と連携しながら良い計画をまとめることができるよう、委員の皆様のご協力を求める。

(事務局) 下野市社会教育委員会議規則第3条により、議題の進行は委員長にお願いする。

6 議題

(1) 社会教育委員の職務について

(五月女委員長) 事務局より説明を求める。

(事務局) まず、「社会教育」の定義であるが、社会教育法第2条において、「社会教育とは、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。」となっている。次に、本日の議題（3）にも関係する部分になるが、第13条において、「審議会等への諮問」として、「国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付する場合には～地方公共団体にあつては教育委員会が社会教育委員の会議の意見を聴いて行わなければならない」となっているので、後程、皆様のご意見をいただきたいと考えている。続いて、社会教育委員の職務であるが、第17条において、「社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。1. 社会教育に関する諸計画を立案すること。2. 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。3. 前2号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。」とされている。この後、議題の（2）でも説明させていただいたが、本年度、この会議において第二次公民館振興計画及び第二次図書館基本計画を策定する（「社会教育委員のためのQ&A」を用いて説明）。続いて、下野市社会教育委員の定数及び任期に関する条例であるが、第2条において、「委員の定数は15人以内とする。」とされており、今期は13名の委員で構成されている。続いて下野市社会教育委員会議規則であるが、第4条において、「会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。」とされているので、会議への出席にご協力をいただきたい。

(五月女委員長) 何か質問などはあるか。

(委員一同) 質問なし

(2) 第二次下野市公民館振興計画・第二次下野市図書館基本計画の策定について

○教育委員会から社会教育委員会議への諮問について（諮問書の伝達）

(池澤教育長) それぞれ諮問書を読み上げる。

(五月女委員長) 事務局より説明を求める。

(事務局) まず各計画の策定体制について説明をさせていただく。本日、教育委員会より社会教育委員へ諮問が只今なされたところである。この諮問を受け、社会教育委員会議としては公民館運営審議会及び図書館協議会へ計画の素案の策定を行うよう指示をする。

そこで作成された素案が社会教育委員会議へ報告される。最終的にはパブリックコメント等を社会教育委員会議で実施し、正案を教育委員会へ答申するという流れで進めていく。

○今年度のスケジュール案について

(事務局) 既に公民館運営審議会と図書館協議会については今年度第1回目の会議が開催されている。本日6月26日に第1回目の社会教育委員会議が開催されているところである。社会教育委員会議からの指示を受け、7月から9月にかけて公民館運営審議会、図書館協議会がそれぞれ原案を作成していく。今の予定であるが、10月の下旬頃に第2回目の社会教育委員会議を開催し、公民館運営審議会からの原案の報告を受け、意見交換を行う。同様に、11月には図書館協議会からの報告を受け、意見交換を行う。公民館運営審議会からの報告が先か、図書館協議会からの報告が先かということは、それぞれの進捗状況にもよる。社会教育委員会議の中で、その原案についてのご意見をいただき、その意見等をそれぞれの会議にフィードバックしていくという流れになる。一つの区切りとして、1月にパブリックコメントを行いたいと考えているため、1月を目標にして、それぞれの協議会とキャッチボールを続けながら案を固めていきたい。2月に答申案を確定させ、3月17日の教育委員会に答申させていただく。本日は国分寺公民館の齋藤館長と石橋図書館の伊澤館長補佐も出席しているため、計画の概略について、説明させていただく。

○計画の策定に向けて

(齋藤館長) 公民館振興計画については平成29年度に策定を行った。当時もこの社会教育委員会議の中で内容等を練っていただいたところである。そのときも社会教育委員会議と公民館運営審議会との合同会議を2回程度行った。公民館振興計画については教育委員会の中での最後の計画となったため、第一次計画は5か年ではなく、3か年となった。しかし、今年度策定を行う第二次公民館振興計画は5か年計画としたい。計画の施策体系であるが、先ほどの諮問内容にもあったように、まず下野市総合計画があり、その下に生涯学習推進計画がある。その生涯学習推進計画を基礎として、基本理念・基本目標・施策目標が決められている。特に第一次振興計画にあたっては、基本目標と施策目標を中心にご審議いただいたところである。第二次振興計画の策定にあたりましては、若干の調整は出てくると思うが、計画の基本的な流れは変わらないと考えている。計画の10ページに「公民館事業の評価」という文言があるが、公民館事業については公民館運営審議会の中で評価を行っていただいている。平成30年度分については初めての評価になったため、試行という形を取らせていただいた。令和元年度分に関しましては7月21日に開催される公民館運営審議会に公表案をお示しし、了承がいただければ公表したいと考えている。この評価を土台にしながら、第二次振興計画の素案を策定していきたいと考えてい

るところである。

(伊澤館長補佐) 図書館については、平成29年度から3館全てが指定管理者の導入となった。指定管理者制度の導入を見据え、平成27年度にこれまでの業務の見直しを行い、「図書館経営の基幹に関わるものは市直営とし市職員が担い、図書の貸し出しなどの定型業務は指定管理者が担う形式が望ましい」との考えから、平成28年3月に最初の図書館基本計画が策定された。平成28年度からの5か年の図書館計画のあり方と、その実現に向けた取組みについて策定し、下野市教育大綱に示した「市民の自己実現の支援と交流・学びを活かす環境づくり」のもと、基本理念を「子ども・市民の豊かな心の育成と地域文化の向上を目指して」とし、基本目標を(1)知識と情報の拠点としての図書館(2)子どもの読書活動を推進する図書館(3)利用しやすく役立つ図書館(4)郷土の歴史と豊かな市民文化の拠点としての図書館(5)市民とともにある図書館、の5つの基本目標を柱に、市民の要望に応えることのできる多様な蔵書の充実をはじめとした各施策を定め、指定管理者側とともに力を合わせ、人が集い、読書を楽しみ、安らぎや憩いの場として利用されるようなサービスの充実や、図書館ボランティアの育成、市民との協働、学校との連携、地域文化や教育力の向上を目指してきたところである。これにより、指定管理者が図書館基本計画に基づいた読書計画を推進し、市職員は図書館の総合的運営管理、指定管理者の業務の進捗管理、3館の特性を活かした総合的な蔵書管理、市内小中学校の図書館訪問などの学校支援を実施してきた。また図書館基本計画に沿って、図書館協議会委員による評価を毎年実施しており、図書館運営の更なる改善に努めているところである。その図書館基本計画が最終年度を迎えるため、策定が必要となることから、図書館協議会でこれまでの課題や意見をもとに協議し、策定を進めていく。

(五月女委員長) 只今、齋藤館長及び伊澤館長補佐から説明があった。説明と配布資料を確認したうえで質問はあるか。ざっくりばらんな意見があればと思う。

(石田委員) 社会教育委員会議から公民館運営審議会、図書館協議会へ計画の策定を指示することだが、その際書面による依頼文や通知文を要するのか伺いたい。

(事務局) 前回策定時も特段、書面でのやり取りは行っていない。会議の中での指示で足りると思っている。本市の教育委員会においては、生涯学習関係の各委員会が非常に連携を取れていると考えている。石田委員についても本日は公民館運営審議会を代表して出席していただいている。連携が取れているので、会議の中で口頭による指示としたい。

(五月女委員長) 文書は出していないが、連携の中で公民館運営審議会と図書館協議会へ指示することである。

(池澤教育長) 諮問文の写しを以って指示とすることを提案する。第二次計画の柱は諮問文の中

に示したとおりである。それに沿っていただくと大変ありがたい。従って、社会教育委員会が受けた諮問文の写しを以って、指示事項に代えさせていただきたい。

(石田委員) 計画について、公民館は「振興計画」、図書館は「基本計画」となっているが、何か違いはあるのか。

(齋藤館長) 公民館に関しては、県外も含めて、それほど多くの自治体が振興計画というものを策定している訳ではない。公民館については全国で策定しているものを確認したところ、「振興計画」というのが一般的である。

(伊澤館長補佐) 図書館としても他の自治体の計画を見ると「基本計画」や「サービス計画」といった標題が多い。それに倣って図書館基本計画としたところである。

(池澤教育長) 国は平成13年に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定した。下野市では計画の中で、子どもの読書活動を推進する図書館として「子ども読書活動推進計画」としている。一方では「文字・活字文化振興法」というのが平成17年に制定された。これからの図書館のあり方や活性化を図っていくためには、「基本計画とするのが良い」となったのが経緯である。目指すのは図書館活動の振興であるが、名称的にはここから取ったのを覚えている。公民館については計画を策定している自治体が少なく、公民館で計画に基づいて評価を行っているのは県内でも下野市だけであることから、公民館は振興というレベルで計画を進めていこうとなり、振興計画という名称となった。

(石田委員) 第二次下野市総合計画からはじまっているが、その下に教育大綱があり、さらに推進計画があり振興計画があり基本計画があり、実施計画もある。何かバラバラになっているような思いもある。私の意見としては、第二次生涯学習推進計画に基づいて、公民館運営審議会に対し、「実施計画（第二次公民館振興計画）を作れ」と言われたほうが指示を受けやすい。その方が釈然とするというか、分かりやすい。あくまで意見である。

(事務局) 第二次計画については、名称も含めて今後検討していく。

(石田委員) 下野市生涯学習推進計画についても今年度で計画期間が終わるが、これからその話があるのか。

(事務局) 生涯学習推進計画については社会教育委員会議とは別組織となる、生涯学習推進協議会にて計画を策定していく。

(石田委員) 社会教育委員会議が単独で計画を立てるものではないということか。

(事務局) 市長を本部長とする生涯学習推進本部と生涯学習推進協議会が意見のキャッチボールをしながら策定していく。

(高山委員) 図書館基本計画の10ページに子どもの読書活動を推進する図書館として、「学校との連携による子ども読書活動の充実」とあるが、市内在住で特別支援学校に通っている方や、市外の私立の学校へ通っている方などに対しては、どのような対応を

とっているのか。

(伊澤館長補佐) 特別支援学校におきましては、依頼があった場合のボランティアによるお話し会や、訪問した際に本の貸し出しを行っている。特段、私立学校を対象に行う事業はないが、読書に関する講座や行事には参加することができるので、十分活用していただけるよう広報誌やHP等で働きかけをしている。

(五月女委員長) ではよろしいか。7月に公民館運営審議会及び図書館協議会が開催されるので宜しくお願いしたい。

(3) 令和2年度社会教育関係団体の補助金交付について

(五月女委員長) 事務局より説明を求める。

(事務局) 先ほど議題(1)の社会教育委員の職務の中でも説明したように、社会教育関係団体への補助金の交付は社会教育委員の意見を伺うことになっておりますので、宜しくお願いしたい。現在、下野市では社会教育関係団体として7団体が登録している。そのうち、今年度は下野市子ども会育成会連絡協議会、エンジェル国分寺の2団体から補助金の申請があった。市子連は、地区子連の連絡と協力を図り、単位育成会の円滑で自主的な活動の推進を図ることを目的としており、198,000円の交付申請があった。198,000円の用途としては、均等に3地区子連へ活動推進費として支出するものである。エンジェル国分寺は青色回転灯をつけた車でパトロール活動を行い、地域安全に寄与することを目的としており、30,000円の交付申請があった。30,000円の用途としては、ガソリン代として充当している。いずれの団体も青少年の健全育成を進める上で大変有意義な活動をしているので、補助金の交付をしたいと考えている。

(五月女委員長) 両団体へ補助金を交付することでよろしいか。

(委員一同) 異議なし

(五月女委員長) 以上で議題については終わりとなりますが、皆様からなにかご意見ございますか。

(大塩委員) 公民館の基本目標の中で、「市民が学習で培った～」や「市民の主体的な活動の～」など、「市民」とある。実は、下野市青少年育成市民会議の事業の中に「子どもなんでも発表会」というのがある。以前、市外から下野市の学校へ通っている子どもがなんでも発表会へ出たいという声があり、果たしていかなものかという議論になったことがある。たとえ市外在住者であっても下野市の学校に通っているのだから、認めようではないかという話にはなったが、公民館振興計画の文章だけを読めば、市民以外の者は支援を受けられないような雰囲気がある。この辺のところをもう少し柔軟性のあるものとして捉えられるような考えを持っていただければと思う。

(五月女委員長) 齋藤館長いかがか。

(齋藤館長) なんでも発表会については公民館を貸しているだけなので、市外在住の子どもを出場させるか、させないかの最終的な判断は市民会議が行うものであると思う。た

だし、今の話をいただいたとおり、基本的に教育大綱や公民館振興計画の中では「市民」と統一させていただいている。ただし、そのような意見があったということで、審議会の中で諮っていければと思う。また、公民館の貸し出し業務においては、在学在勤の方を含めて市民と捉えている。基本的には同じという考え方でいる。最終的には公民館運営審議会の中で練らせていただく。

(五月女委員長) 「市民」については、在学在勤も含めて広く捉えていただければと思う。議題については以上となる。

7 その他

○下野市生涯学習推進協議会委員の選出について

(事務局) 社会教育委員会議に対して、下野市生涯学習推進本部会から生涯学習協議会への委員の選出依頼がきている。皆様の中からどなたか1名の推薦をお願いしたい。昨年までは菅井委員をお願いしていたところである。

(菅井委員) 他にいなければ、継続させていただく。

○栃木県社会教育委員協議会評議員の選出について

(事務局) 同様に、社会教育委員会議に対して、県教育委員会から栃木県社会教育委員協議会評議員の選出依頼が届いている。どなたか1名お願いしたい。昨年までは花澤副委員長をお願いしていたところである。

(花澤副委員長) 長い間ずっと私が栃木県社会教育委員協議会評議員を務めているので、新たな方にぜひお願いしたいところである。ただ、他にいなければ私のほうで務めさせていただく。

(事務局) 全国社会教育研究大会新潟大会が11月に開催される。詳しい要項等については8月に発送されるとのこと。案内が届き次第、また通知させていただく。

8 閉会

(事務局) 次回の会議は10月下旬を予定している。